化

広子よ体げ育ら罰 よないに

体罰等によらない子育でを広げよう

子どもへの体罰等は 法律で禁止されています

体罰などが繰り返され ると、子どもの心身の成 長・発達にさまざまな悪 影響が生じる可能性があ ることが、科学的にも明 らかになっています。

子どもの人格や才能などを伸ばし、自律し た社会生活を送れるようにサポートしていく ためには、体罰などではなくどうすればよい のかを言葉や見本を示すなど、本人が理解で きる方法で伝える必要があります。

11月は児童虐待防止推進月間です

子育てはいろいろな人の力と共に

子どもを育てる中で、支援を受けることが 必要な場合もあります。子育ての大変さを保 護者だけで抱えるのではなく、子ども家庭支 援センターなどに相談してみましょう。

保護者だけで子育ての悩みを抱え込まない ように、周囲からも声かけや働きかけを行い、 子ども家庭支援センターや児童相談所などの 相談機関と連携して社会全体で子育てを支え ていきましょう。

詳しくは市HP冊http:// www.city.kokubunji. tokyo.jp/kurashi/100 8608/1008677/10219 34.htmlをご覧ください



アクセス可

相談先

毎月1日号のみんなで子育て・子育 ちに相談先が掲載されています。

→子育て相談室☎(042)572-8138

児童虐待かも…と思ったら すぐにお電話ください

- ●心配な子どもがいる時はご連絡く ださい。
- ●あなたからの連絡で子どもが救わ れることがあります。連絡は匿名 で結構です。子どもの安全を第一 に考えます。

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 ※一部のIP電話からはつながりません 命にかかわる危険がある場合は警察へ

冬の省エネに挑戦しませんか 冬期環境家計簿モニター募集

環境家計簿は、家庭の電気・ガスの使用量(12月~令和3年2月) を記録し、二酸化炭素排出量を把握することで、省エネ意識を持ち、 二酸化炭素排出量の削減につなげる取り組みです。暖房器具の使 用などで排出量が増える冬に、モニターになって、冬の省エネに チャレンジしてみませんか。

昨年度は夏期と冬期で41世帯が参加し、28世帯が前年より二酸 化炭素排出量を削減できました。参加者には、省エネの取り組み 方法やアイデアをまとめた「モニターの声」や二酸化炭素排出量 の増減や参加者の順位などをまとめた集計結果をお送りします。

対市内在住の世帯

- ☑家庭でのエネルギー使用量(電気・ガス)を環境家計簿報告書 に記入して提出。省エネへの取り組み状況やアイデアなどもお 聞かせください
- 11月2日(月)~12月18日(金)にモニター参加の旨を、電話また は⊠machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jpでまちづくり計 画課へ

報告の方法

- ①月1回、電気・ガスの使用量を記録します
- 「電気・ガスの使用量のお知らせ」を見て記録してください ②電気やガスから排出される二酸化炭素排出量を計算します
- 電気・ガスの使用量に二酸化炭素排出係数を掛ける簡単な 作業です
 - (例)電気使用量(12月分)300kw× 二酸化炭素排出係数0.38=114 (kg-CO₂)
- ③環境家計簿を提出します 12月~2月の電気・ガスの使用量を報告してください





参加者には電気製品の 消費電力を簡易測定する ワットモニターの貸し出しあり

→まちづくり計画課(内356)

庁舎移転に伴う現庁舎用地の利活用に 関するアンケート結果報告・懇談会

市役所移転後に現庁舎用地への再 配置を予定する施設(*)に関するア ンケート結果概要などを報告し、現 庁舎用地に整備する新施設のあり方 などに関して各施設の会場で懇談し ます。

- (*)対象施設=恋ケ窪公民館・図書 館、福祉センター、本多武道館 ※会議室のない本多武道館は市 民スポーツセンターで開催
- 場下表のとおり※同内容
- **申**11月2日(月)~6日(金)午後5時 までに参加を希望する会場・氏名・ 電話番号・メールアドレスを⊠ seisaku@city.kokubunji.tokyo. jpまたは電話で政策経営課へ
- ※先着順。定員を超過する申し込み があった場合は別途対応

→政策経営課(内498)

日時		会場	定員(人)
11月10日(火)	午後2時~3時	恋ケ窪公民館	各15
11日(水)	一一夜2时~~3时	福祉センター	
12日(木)	午後2時30分~3時30分	市民スポーツセンター	30
17日(火)	ケ後20時。20時	恋ケ窪公民館	各15
18日(水)	午後2時~3時	福祉センター	

市に登録している建築士が自宅に伺い、建物の状況や図面を参 考に簡易耐震チェックなどを行います。住宅の耐震性に疑問・不 安がある方や、すでに耐震診断を終えた方で、工事内容や費用に 関して改めて確認したい方も申し込みできます。

■11月22日(日)~28日(土)午前9時~午後4時のうち1時間程度 ☑原則、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者 ※木造アパートなど共同住宅を含む
図下表のとおり
定25棟(各 日4棟程度)

至無料

11月2日(月)~13日(金)に電話でまちづく り推進課へ※先着順

訪問耐震相談内容(当日の流れ)

1	簡単な耐震チェック (約20分)	建物の状況や図面などを参考に「誰でもできるわが家の耐震診断」((一財)日本建築防災協会)のリーフレットに基づき、簡単なチェックを行います
2	耐震診断・耐震改修の 必要性の確認 (約20分)	建物の状況を確認しながら、耐震診断・耐震改修 の必要性を確認します
3	耐震全般の相談 (約20分)	耐震診断・耐震改修の費用の目安を示し、市の事業について説明します。その際、パンフレットや耐震診断の申請書をお渡しします

→まちづくり推進課(内453)